

国指定史跡
鷹島神崎遺跡保存管理計画書

概 要 版



2015

長崎県松浦市教育委員会

策定にあたって

長崎県松浦市は、県本土の北部に位置しており、海を挟み朝鮮半島や中国にも近い位置にあることから、古くから大陸との交流が盛んでありました。このことは、市内各地に所在している遺跡からの出土品が物語っております。

たかしまこうざき いせき
鷹島神崎遺跡は、伊万里湾に浮かぶ鷹島南岸の神崎沖に所在する蒙古襲来にかかわる戦場跡で、日本史上重大な事件を理解する上で欠くことのできない、極めて重要な遺跡であることから、平成24年3月27日に海底遺跡として日本初となる国史跡に指定されました。

松浦市教育委員会では、史跡指定を受けたことに伴い、史跡指定地及びその周辺の保存管理と史跡の整備活用の方針を得ることを目的として、国指定史跡鷹島神崎遺跡の保存管理計画を平成26年3月31日に策定いたしました。

この度、策定した保存管理計画を多くの方々に周知し、ご理解とご協力を得るため概要版を作成いたしました。

本計画では、鷹島神崎遺跡の歴史上・学術上の価値を再確認していただくとともに、水中考古学の情報発信や発展に寄与すること目指し、日本における「水中考古学の拠点」として、基盤整備、環境整備に努めていくこととしております。

また、計画の具現化により、当該遺跡が地域資源としてふるさと松浦市のまちづくりの一助となることを願っています。

平成27年3月31日

松浦市教育委員会

教育長 松 尾 紘



国史跡鷹島神崎遺跡展望所から見た伊万里湾

例 言

1. 本書は、長崎県松浦市鷹島町神崎免地先に所在する国史跡「鷹島神崎遺跡」を対象とした『国指定史跡 鷹島神崎遺跡保存管理計画書』の概要版である。
2. 本書は、平成24・25年度の2カ年にわたる国庫補助事業として、松浦市教育委員会が主体となって実施した事業成果を、平成26年度の国庫補助事業（地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業費）を活用して作成した。
3. 計画策定にあたっては、鷹島神崎遺跡保存管理計画策定委員会（以下、策定委員会）で審議・検討・提案をいただいた。
4. 計画策定に係る事務は、策定委員会の指導に基づき、松浦市教育委員会事務局文化財課が担当した。策定委員会の設置及び事業の実施にあたっては、文化庁文化財部記念物課及び長崎県教育庁学芸文化課の指導・助言を得た。
5. 保存管理計画書の執筆・編集は、策定委員会の協議結果及び文化財課との協議を踏まえ、株式会社文化財保存計画協会に委託した。概要版の作成にあたっては、保存管理計画書より内容を抜粋し、文化財課において一部加筆した。
6. 平成23年秋に発見された元の沈没船（軍船）の名称は、元の1号沈没船と呼称している。
7. 文永11年（1274）と弘安4年（1281）の二度にわたる元の日本への遠征は、「文永の役」・「弘安の役」・「元寇」・「蒙古襲来」・「モンゴル襲来」・「モンゴル来襲」などの用語で呼ばれている。鎌倉時代・室町時代における日本での文献史料では、「蒙古合戦」・「文永十一年蒙古合戦」・「弘安四年蒙古合戦」・「蒙古人合戦」・「蒙古人等合戦」・「蒙古襲来」・「蒙古人襲来」・「異賊襲来」などと記載され、一方、元や高麗では、日本侵攻を「征東」と表現している。「元寇」という呼称は、徳川光圀編纂の『大日本史』以降に一般化し、明治時代に入って定着したものであり、大陸側で用いられた「倭寇」に対抗する言葉として使用されたとも言われている。本書では「蒙古襲来」の呼称に統一することとした。
なお、鷹島では「元寇の島」として古くから呼称し、使用していることから鷹島を指す別称として使用した。

目 次

I 保存管理計画策定の沿革と目的	1
II 鷹島神崎遺跡の概要	3
III 鷹島神崎遺跡に関する歴史的調査	6
IV 史跡の保存管理	7
V 史跡の整備活用方針	11
VI 管理体制と今後の取り組み	13



国史跡 鷹島神崎遺跡指定範囲

I 保存管理計画策定の沿革と目的

1. 計画策定の背景

1) 蒙古襲来関係遺物の出土と鷹島海底遺跡の周知

長崎県松浦市は、松浦党の発祥の地として知られている。松浦党は平安時代末期の源氏と平家の「壇ノ浦の戦い」に参戦しており、鎌倉幕府の成立にも大きな役割を果たしている。また、二度にわたる蒙古襲来（文永・弘安の役）でも活躍をしている。鷹島は昭和55年度から3年間、文部省科学研究費に採択された「古文化財に関する保存科学と人文・自然科学」の一部として「水中考古学に関する基礎的研究」の実験調査場所選ばれ、調査では様々な探査機器を用いた海底探査や、ダイバーによる潜水調査で遺物の引き揚げも行われた。海底から引き揚げられた遺物には鉄剣・石弾・陶磁器などがあり、元の軍船が沈没した場所であることが確認された。また、調査時には、地元住民が調査時以前（昭和49年）に神崎海岸で採集した6.5cm四方の印章も提出された。この印章の鈕と呼ばれるつまみの右側には、漢字で「口軍口把口」と判読できる文字が刻まれ、左側にも同じく漢字で「中書礼部 至元十四年九月造」と文字が刻まれており、文永の役から3年後の1277年に鑄造されたこともわかった。さらにこの調査中、昭和56年7月、鷹島の南岸全域から沖合200mまでの範囲が蒙古襲来に関係する遺物を包含する「鷹島海底遺跡」として周知された。

2) 大型の木製舵・碇石の出土、神崎港周辺の重要度を確認

平成4年度から11年度にかけて、鷹島海底遺跡の浅海域の特徴を解明するために潜水・目視による調査が行われ、海底の状況によって遺物の分布・埋没状況が異なることが確認された。また、平成6年度には、水深約20mの海底で大型の木製舵に碇石が装着された状態で発見され、これまで不明であった元の軍船に用いられた舵の全体構造が把握できる画期的な事例となった。特に神崎港周辺は、蒙古襲来に関係する遺物の発見には、重要な地点であることも確認された。

3) 元の軍船の発見

この調査結果を受けた平成12年度から17年度までの調査では、武器や武具類、船舶関係遺物、青磁碗、褐釉陶器壺、青銅製品など様々な遺物が出土した。特に平成13年度の調査で、『蒙古襲来絵詞』に登場する「てつはう」の実物が発見され、絵巻物や文献等によってしか知られなかった元軍の最新兵器の一端が明らかになった。さらに平成23年秋には琉球大学の研究チームが、元の軍船の構造がわかる竜骨（長さ約12m）と外板が残る船底を発見し、世界史的にも重要な発見となっている。

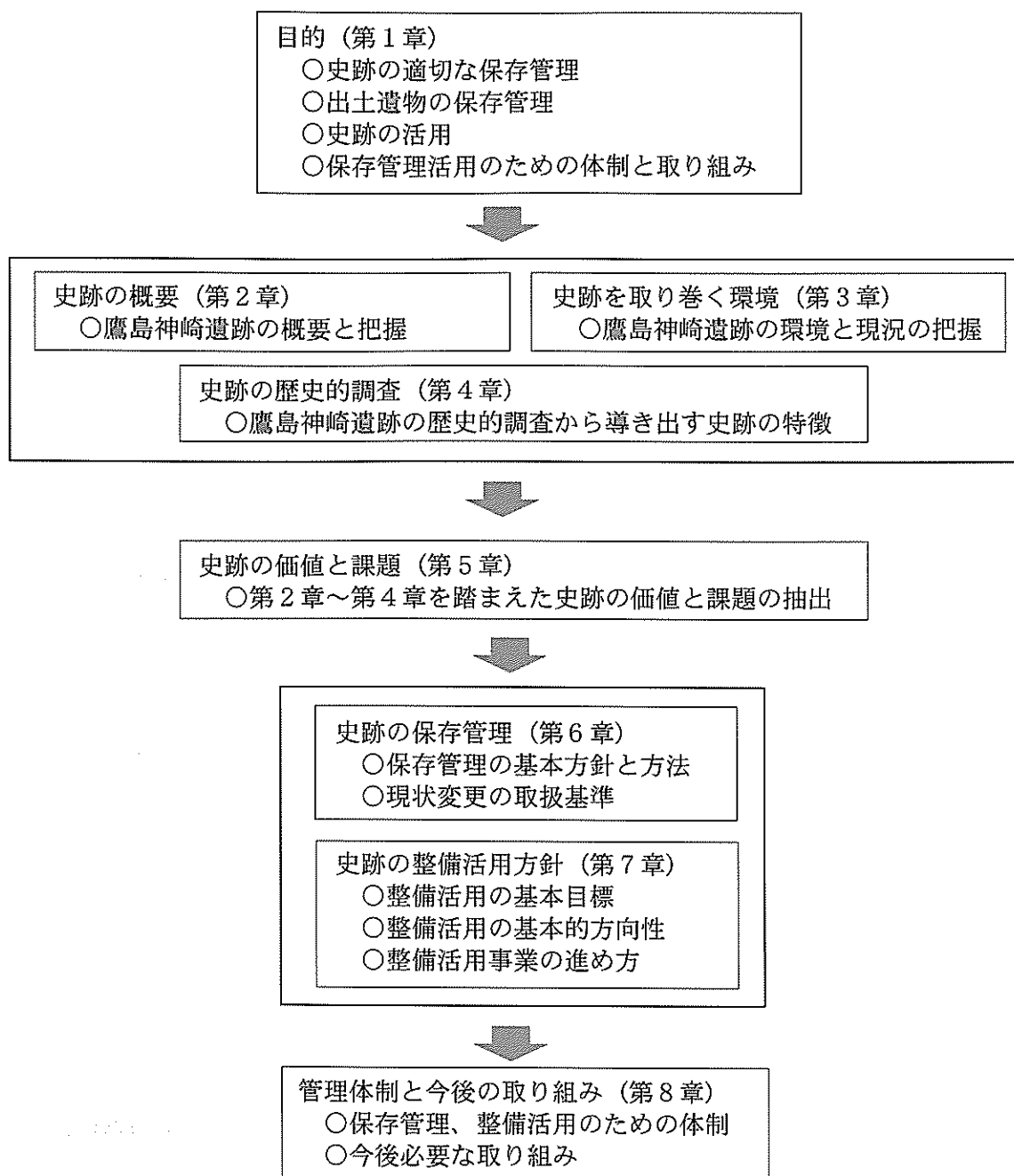
4) 神崎港周辺の海底が国の史跡に指定される

これまで約30年にわたる鷹島海底遺跡の調査成果から、鷹島南岸東部の神崎港地先海域約38万4千㎡が蒙古襲来に関わる戦場跡で、当時の軍事・外交を理解する上で極めて重要な遺跡であることが明らかになり、平成24年3月27日、海底遺跡としては日本で初めて、「鷹島神崎遺跡」の名称で国の史跡に指定された。



鷹島全景

2. 保存管理計画の目的と本編の構成（本概要版では一部を割愛している）



3. 計画の位置づけ

本保存管理計画は、松浦市が史跡を管理し保存していくための方針を定めるものである。史跡を公開活用していくために必要な整備の具体的方針は、今後、保存活用計画等において策定していく。

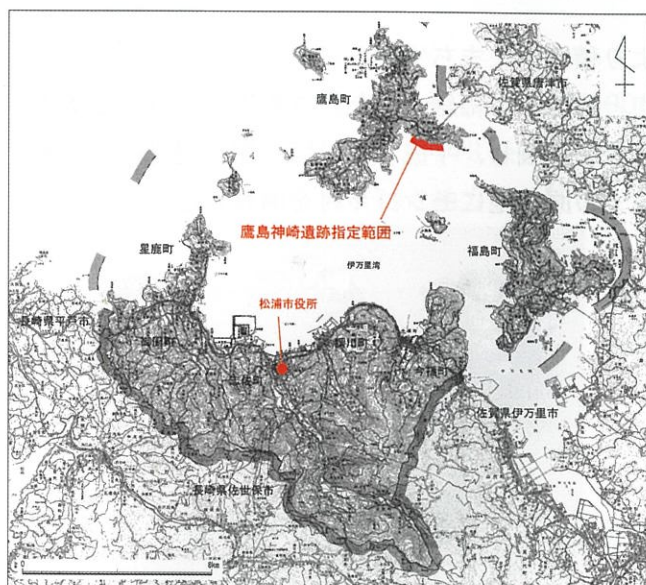
今後、鷹島神崎遺跡の保存及び公開活用を行っていくためには、史跡指定地である神崎港をはじめとする港湾関係、周辺の海域や陸域部の環境保全に係る環境・景観関係、公開活用に関連する観光及び地域振興関係、体験学習に関連する学校教育、生涯学習関係等、様々な分野との連携が必要であると考えられる。

Ⅱ 鷹島神崎遺跡の概要

1. 鷹島神崎遺跡の位置

1) 地理的位置

国史跡「鷹島神崎遺跡」は、長崎県松浦市鷹島町神崎免地先に所在する。史跡は周知の埋蔵文化財包蔵地である鷹島海底遺跡の一部である。長崎県本土の北部に位置する松浦市は、福島・鷹島・青島・黒島・飛島などの島々を有しており、鷹島は玄界灘から伊万里湾への入口付近に位置している。平成21年4月に佐賀県唐津市肥前町との間に架けられた鷹島肥前大橋が開通し、陸路で鷹島にアクセスすることが可能になっている。



平成18年作成松浦市管内図1/100000を修正・加筆
鷹島神崎遺跡位置図



平成5年作成鷹島町全図1/15000を修正・加筆

鷹島神崎遺跡及び鷹島海底遺跡範囲図

2. 史跡指定までの歩み

1) 「鷹島海底遺跡」の周知まで

鷹島が元寇の島として大きな注目をあびたのは、昭和55年度から57年度に行われた東海大学茂在寅男氏を中心とした文部省科学研究費による学術調査の時であった。調査時に、昭和49年に地元住民が神崎海岸で採集した6.5cm四方の印章が、元のパスパ文字で書かれた「管軍総把印」であることが判明し、多くのマスコミに取り上げられることとなった。この調査成果に基づき、昭和56年7月には、鷹島の南岸東の干上鼻から西の雷岬までの約7.5km、汀線から沖合約200mまでの範囲、約150万㎡の海域が蒙古襲来に関する遺物を包蔵する「鷹島海底遺跡」として周知されることになった。

2) 鷹島町での取り組み

鷹島町ではその後も、元寇の島の歴史をより積極的にまちづくりに活かそうと、平成3年にはモンゴル・カラコルム地方のホジルト市と姉妹都市締結をした。さらに、元寇の歴史とモンゴルとの交流を活かしたモンゴル村の建設を計画し、平成5年には、蒙古襲来時に敵の矢が原野に突き刺さったという伝承をもつ遠矢の原の地にモンゴル村を開設した。

また、平成4年度から11年度には、鷹島海底遺跡の解明のために町の単独事業として鷹島海底遺跡の分布調査を実施している。平成6年度の神崎港防波堤建設工事に伴う緊急発掘調査では、大型木製椀に碇石が装着された状態で発見されている。平成13年度の神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査では、『蒙古襲来絵詞』に登場する「てつほう」の実物が発見された。



「てつほう」

3) 松浦市合併後の取り組み

鷹島町は平成18年1月1日に福島町とともに松浦市と合併した。合併1年前に保存科学、文献史学、考古学の専門家5名による「鷹島海底遺跡調査整備指導委員会」が設置され、合併と同時に新たに市文化財保護審議会委員を追加して、委員7名による「鷹島海底遺跡調査指導委員会」を設置した。平成18年12月には先の調査指導委員会の意見を取り入れて「松浦市鷹島海底遺跡保存活用方針」を策定した。この中で「水中考古学の拠点に」を目標と定めて、「遺跡の価値を理解し、守ります」、「遺跡を究め、伝えます」、「遺跡の価値を活かし、招きます」の3点を行動計画として掲げた。

4) 元の沈没船発見と史跡指定までの経過

平成23年10月に琉球大学池田榮史氏を中心とした日本学術振興会科学研究費補助金による調査で、元の軍船の構造がわかる竜骨と外板が残る船底が発見され、「元寇の島」鷹島は再び大きな注目をあびるところとなった。平成24年1月には文部科学大臣名で文化審議会へ鷹島神崎遺跡の史跡指定について諮問が行われ、平成24年3月27日付けで海底遺跡としては初めて国の史跡に指定された。

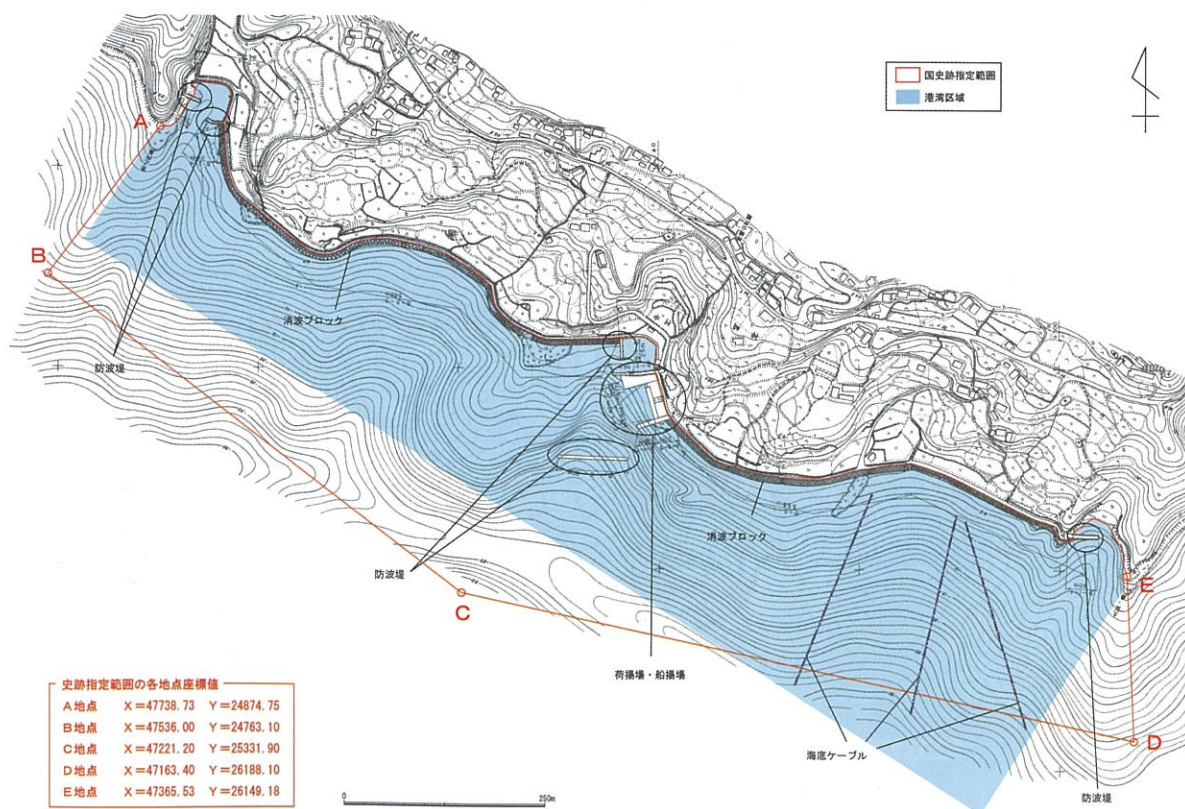
平成23年11月25日には政府が閣議で、元の沈没船の船体保存について地元自治体を「適切に支援する」との答弁書を決定している。

3. 指定概要

名 称	たかしまこうざき いせき 鷹島神崎遺跡
種 別	史 跡
所 在 地	長崎県松浦市鷹島町神崎免地先
面 積	384,073.61㎡
指定年月日	平成24年3月27日（官報号外第69号 文部科学省告示第55号）
指 定 理 由	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部二及び九による。

4. 管理団体

地方公共団体名	松浦市（長崎県）
指定年月日	平成25年3月15日（官報第6006号 文化庁告示第6号）
指 定 理 由	文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項の規定により、鷹島神崎遺跡を管理すべき地方公共団体として、松浦市を指定



平成18年作成神崎港施設位置図1/2500を加筆

鷹島神崎遺跡 史跡指定地現況図

Ⅲ 鷹島神崎遺跡に関する歴史的調査

1. 鷹島神崎遺跡の発見と調査

1) これまでの発掘調査範囲

鷹島神崎遺跡は鷹島南岸で確認された鷹島海底遺跡の一部である。これまで鷹島海底遺跡においては学術調査と確認調査、緊急発掘調査（床浪港・神崎港）が実施され、下図の箇所の発掘調査が実施されている。また、海底音波探査機における探査で、150カ所の異常反射地点が抽出されている。

2) 調査経過

鷹島神崎遺跡のこれまでの調査経過は、大きく次の3期に分けることができる。

(1) 第1期 昭和55年度～平成3年度の学術調査

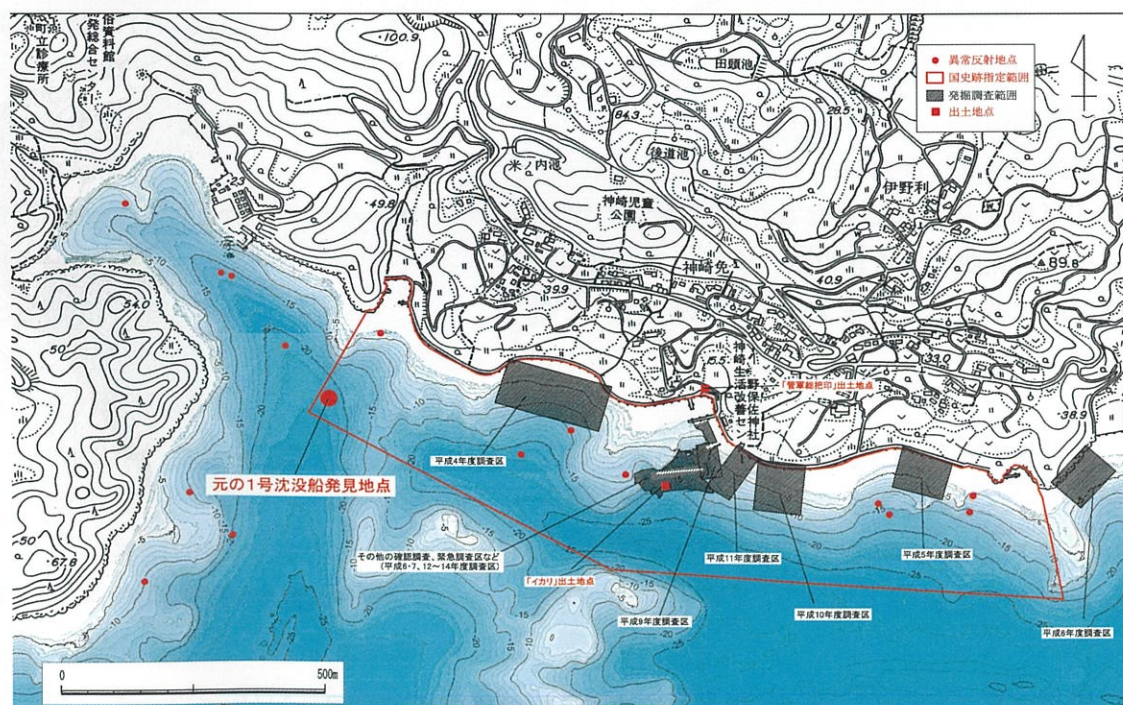
文部省の科学研究費や文化庁による学術調査が行われ、鷹島周辺海域に蒙古襲来に関する海底遺跡が存在することが明らかになるとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地である鷹島海底遺跡の範囲が定められた。

(2) 第2期 平成4年度～平成17年度の確認調査及び緊急発掘調査

鷹島町の単独事業による確認調査、国庫補助事業による確認調査、神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査が実施された。

(3) 第3期 平成17年度以降の学術調査

平成17年度以降、東海大学根元謙次氏の全面的な協力の下に、琉球大学池田榮史氏を研究代表者とする学術調査が実施されている。鷹島町及び合併前後の松浦市では、平成17年度から23年度まで文化庁の補助事業により、伊万里湾の海底地形図を東海大学根元謙次氏に依頼し、平成23年度にその成果をまとめている。現在は平成23年度から27年度までの調査を継続中である。



平成5年作成鷹島町全図1/15000と平成17年作成等深線図を合成した図を修正・加筆
史跡指定地内調査概要図

Ⅳ 史跡の保存管理

1. 史跡を構成する諸要素の保存管理の概要

鷹島神崎遺跡の保存管理は、遺跡の評価と課題を踏まえて、史跡を構成する諸要素の状況に合わせて、次のとおり項目を上げ整理した。

要 素		保存管理の方針	保存管理の方法
本質的価値を構成する要素	・海底の遺物 ・海底の地形・地層	その価値を明らかにするための調査研究を推進し、価値を守り将来に伝えていくために厳密な保存管理を行うとともに、その価値を広く一般に伝え、地域のかげがえのない歴史文化遺産として活用する。	①海底の遺物及び海底の地形・地層はできる限り現状を保存する。 ②史跡の保存管理に必要な確認調査を進める。 ③1号沈没船は現地でモニタリングを行い、環境変化と遺物の保存状態の変化について、長期的に観察していく。 ④史跡外で重要な遺物が発見された場合は、指定範囲を拡大する。 ⑤整備活用事業を推進する。
	・出土遺物 ・指定地以外の鷹島海底遺跡	適切な保存処理を行い、公開・活用していく。 今後の調査で重要性が判明した区域は、史跡の指定に向けて関係者・関係機関と協議を行う。	①保存処理設備の拡充を図る。 ②保存処理を行う人員・体制の拡充を図る。 ③鷹島埋蔵文化財センターの改修や、博物館機能を備えた施設の整備を図り、遺物の保管と展示場所の確保を行う。 ①史跡の追加指定
史跡の周辺環境の要素	・鷹島神崎遺跡周辺の海域環境 ・鷹島神崎遺跡隣接地の景観・環境 ・伊万里湾の環境	保全のための対策を検討する。	①周辺海域環境の保全 ※水質調査を実施し保全対策を検討する。 ②隣接地の景観・環境の保全 ※篠竹や雑草繁茂地の草刈り等の維持管理について土地所有者や関係機関と協議を行う。 ※遺跡に配慮した景観整備や環境保全に努める。 ③伊万里湾の環境保全 ※伊万里湾の自然環境・歴史・環境の保全について関係自治体と共同で取り組むための環境づくりを検討する。
その他の要素	・防波堤 ・消波ブロック ・荷揚場・船揚場 ・海底ケーブル等	港湾としての公益性や防災との調整を図りながら、本保存管理計画の取扱方針に従って適切に管理していく。	①史跡の保存に影響のない範囲で港湾施設等の維持管理を行う。 ②景観の向上に努める。 ③公益性及び関係者の財産権との調整を図る。

2. 地区区分

保存管理の方針を踏まえ、史跡の保存と周辺環境や景観の保全を図るため、史跡指定地内に次のような地区区分の設定を行う。

保存地区1：指定地内のうち、港湾関係の施設・工作物が存在しない地区である。海底には、なお多くの遺物が埋蔵されていると考えられる。

保存地区2：指定地内のうち、港湾関係の施設・工作物が存在する地区である。

3. 現状変更の取扱方針と取扱基準

史跡指定地内（保存地区1・保存地区2）において現状変更等を行う場合は、文化庁長官の許可（文化財保護法第125条）が必要となる。そのため、指定地内で予想される各種の現状変更等の行為に対する取扱基準を定めることとした（表1）。併せて、現状変更等に伴う許可申請区分（表2）について示した。なお、取扱方針及び取扱基準の基本原則は以下の通りである。また、申請の窓口は松浦市教育委員会事務局文化財課とする。

取扱方針

- ア. 海底遺物の保存に影響を及ぼす行為は認めないものとする。
- イ. 海底地形の変更は原則として認めないものとする。
- ウ. 景観に大きく影響を及ぼす行為は認めないものとする。
- エ. 発掘調査は、学術上または保存管理上必要なもののみ認めるものとする。
- オ. 現状変更の取扱については、「港湾法」、「海岸法」、「公有水面埋立法」等の関係する各種法令との調整を図るものとする。

表1 現状変更等に対する取扱基準

地区名	現状変更等に対する取扱基準	例外規定
保存地区1	・史跡の調査研究、保存活用のための措置以外は、原則として現状変更を認めない。 ・現存の海底ケーブルの維持管理のための措置（改修等）については、史跡の保存に影響のない範囲で現状変更を認める。	①史跡が、き損若しくは衰亡している場合に行う復旧・整備及び史跡の保存管理に必要な施設の設置等に係る現状変更は認めるものとする。 ②公益上必要不可欠と認められる現状変更については、設置場所、工法、形状、色彩等可能な限り史跡に及ぼす影響を軽減することとし、認めるものとする。 ③港湾管理者及び海岸管理者が実施する通常の維持管理行為は現状変更許可申請を要しないものとする（通常の維持管理行為の詳細は表2の保存に及ぼす影響が軽微である場合とする）。
保存地区2	・現存する港湾施設・工作物の維持管理のための措置（改修等）は、史跡の保存に影響のない範囲で現状変更を認める。 ・港湾施設・工作物の拡幅、新設は右の例外規定②、④に相当するものを除いて、原則として現状変更を認めない。 ・港湾施設・工作物の撤去については、現状変更を認める。	④大地震、台風等の非常災害に対する応急的措置については、現状変更許可申請を要しないものとする。 ⑤漁業に伴う通常の行為については、史跡に影響を及ぼす場合を除いて現状変更許可申請を要しないものとする。

○史跡の保存活用については、鷹島神崎遺跡保存活用検討委員会（仮称）の審議を経た上で方針を定める。



平成24年に完成した国史跡鷹島神崎遺跡展望所

表2 現状変更等に伴う許可申請区分

区分	行為の内容		主な参考例
許可申請が不要	維持の措置	・ 史跡が、き損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき ・ 史跡が、き損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の処置をするとき ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において当該部分を除去するとき	
	非常災害等のために必要な応急措置	・ 現に災害が発生し、又はその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置 ・ 事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為	・ 応急的に執られる防災措置 ・ 損壊した工作物等の除却 ・ 漂着した船舶、工作物、油等の除却
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	・ 次のいずれかに該当する維持管理行為 ① 工作物等行為対象の形状、色彩等原状を変えない行為 ② 工作物の損壊等を復旧するまでの間に応急的に行われる措置 ③ 海岸保全を目的とする養浜等の措置 ④ 人命及び船舶の航行の安全を確保するための必要最小限の工作物の設置 ※ただし①・②については海面の埋立、海底の形状の変更を伴わない行為に限る。	・ 海面上における小規模且つ一時的な筏の設置 ・ 護岸擁壁の補修 ・ 消波施設の補修、積み直し ・ 海岸保全のための、砂の投入、除却、敷均し ※ただし、松浦市教育委員会への連絡は要す。場合によっては立会を行う。
松浦市教育委員会への申請許可が必要	軽微な現状変更、又は保存に重大な影響を及ぼさない行為	・ 海面の埋立、海底の形状の変更を伴わない行為で、かつ次のいずれかに該当する行為 ① 短期間の仮設物の設置 ② 工作物の設置、改築又は除却 ③ 工作物等行為対象の形状、色彩等原状を変える行為 ④ 海岸保全以外を目的とする養浜等の措置 ・ 学術的調査研究に伴う行為、または保存管理上必要な行為	・ 工事用仮設物の設置（設置期間が3ヶ月以内のもの） ※市教育委員会と協議の上、工法、規模により申請不用の場合もある。 ・ 護岸擁壁の改築（既掘削の範囲を超えないもの） ・ 案内板、説明板の設置
文化庁長官への許可申請が必要	重大な現状変更、又は保存に重大な影響を及ぼす行為	・ 次のいずれかに該当する場合 ① 海面の埋立、海底の形状の変更を伴う行為 ② 景観に大きな影響を及ぼす行為 ③ 海面上における新たな大規模な筏等の設置 ④ 人命及び船舶の航行の安全を確保するための必要最小限の工作物以外の設置 ⑤ その他、史跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼす行為	・ 海底の浚渫 ・ 護岸擁壁の新設、改築（既掘削の範囲を超えるもの）又は除却 ・ 消波施設の新設、改築（増し積みを含む）又は除却

4. 出土遺物の保存管理の方法

これまで出土した遺物の保存処理を確実に、より迅速に行うことを主目的に、保存処理設備の拡充や保存処理を進める体制の整備について検討を進めていく。

1) 保存処理設備の拡充

保存処理をより迅速に進めるには、脱塩、薬剤含浸、乾燥と各工程で必要な機器と方法について検討を行い、処理を確実に進めていく必要がある。

今後、大型木製品の処理が増加することを踏まえて必要な設備・機器を拡充するとともに、

適切な保存処理方法の検討を行う。

2) 保存処理を行う人員・体制の拡充

出土遺物の保存処理は、松浦市直営の処理に加えて、業者委託も行っている。遺物の理化学的分析も含めて、関係機関との共同研究、民間の研究機関との提携により、保存処理を適切に進めていくために必要な人員及び体制の拡充を検討する。

3) 遺物の保管と展示場所の確保

今後の保存処理を進める上で、処理が終了した木製品や金属製品を保管する収蔵庫の確保は喫緊の課題である。

また、保存処理した遺物は空調が完備された環境の中での展示が必要であることから、博物館機能を備えた施設の整備について検討を進める。



鷹島埋蔵文化財センター（写真手前）と
鷹島歴史民俗資料館（写真奥）



鷹島埋蔵文化財センター内で脱塩処理中の出土遺物



鷹島埋蔵文化財センター内で展示している3号棺



鷹島埋蔵文化財センター内での展示の様子

V 史跡の整備活用方針

1. 整備活用の基本目標

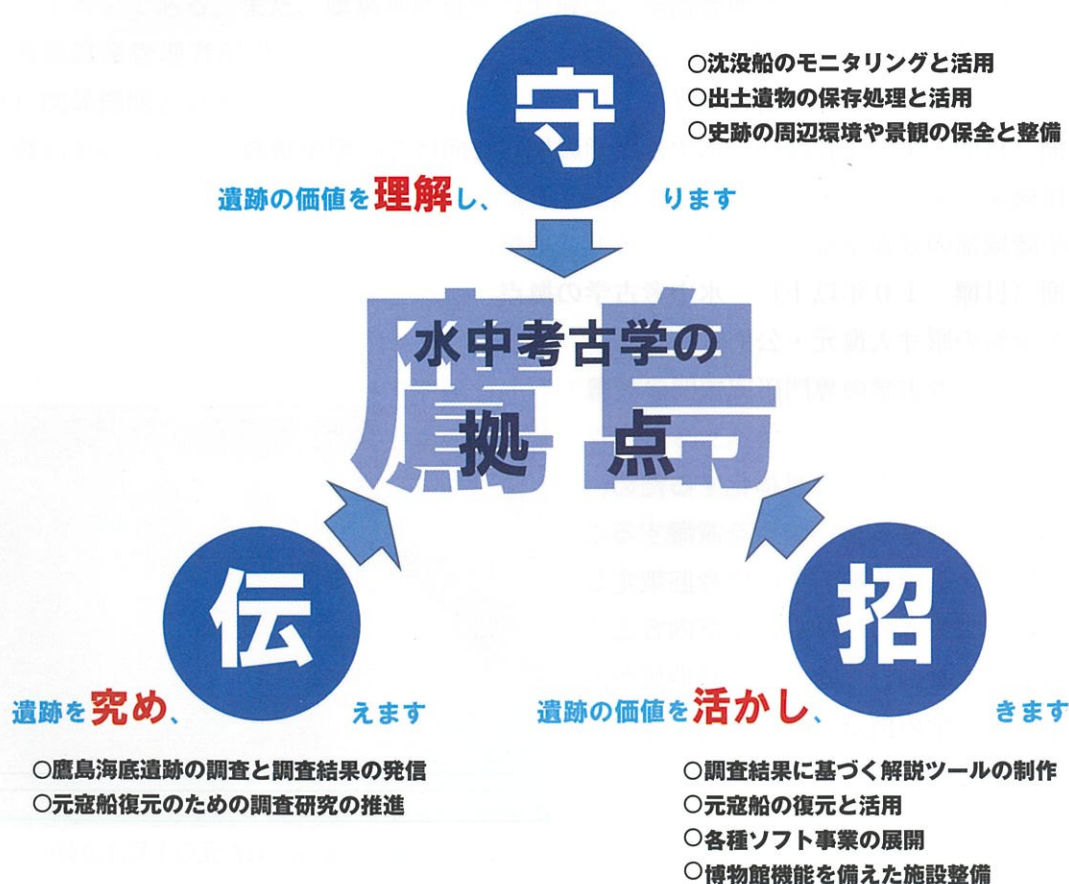
平成18年度に「松浦市鷹島海底遺跡保存活用方針」で示された「水中考古学の拠点に」を基本目標とし、「遺跡の価値を理解し、守ります」、「遺跡を究め、伝えます」、「遺跡の価値を活かし、招きます」の行動計画に基づき、鷹島神崎遺跡の調査研究を継続し、その成果を公開していくことにより、水中考古学の重要性和鷹島の魅力を世界へ発信していくことを目指す。また、これをまちづくりや交流事業等に活かし松浦市の地域振興、地域活性化へとつなげていく。

2. 整備活用の基本方針

鷹島神崎遺跡の整備活用は、基本目標に基づき、調査研究の成果を発信しながら、鷹島神崎遺跡の蒙古襲来時の状況を一般市民に分かりやすく伝えるために、蒙古襲来と鷹島神崎遺跡を象徴する遺物である元の沈没船を素材として、元寇船の復元をテーマとした調査研究、出土遺物や映像ソフトによる展示解説、調査成果を発信するシンポジウム等の各種活用事業を展開していく。

また、「鷹島海底遺跡活用プロジェクト（仮称）」を立ち上げ、鷹島海底遺跡の調査やイベント等様々な活動に、一般市民から国内外の研究者まで幅広い年代層の人々が参加することで、鷹島を「水中考古学の拠点」としていくことを目指す。

鷹島海底遺跡活用行動計画 イメージ図



3. 整備活用の課題

現在は、これまでの調査で海底から引き揚げた大型の木製品等について、本格的に保存処理を行うための施設及び公開活用できる施設が充分でないため、博物館機能を備えた施設の整備が必要である。

また、基本方針で掲げた活用事業を展開していくためには、教育委員会の枠に留まらない、関係各課や関係機関との連携、市民の理解促進が必要である。

さらに、基本目標に向かって鷹島を「水中考古学の拠点」としていくためには、広範な調査研究を継続的に行っていくために必要な水中考古学専門機関の設置や、組織体制整備、活用事業及び人材の確保などが必要となる。また、これを実現するために事業費の確保も不可欠である。

4. 整備活用事業の進め方

史跡の整備活用に関連する方針については、今後設置する鷹島神崎遺跡保存活用検討委員会（仮称）に諮り、具体的な整備方針を検討して、「鷹島神崎遺跡整備活用基本計画（仮称）」を策定していく。

事業については、短期、中期、長期の目標を下記のように定めて推進していく。具体的な事業計画については、今後定める「鷹島神崎遺跡整備活用基本計画（仮称）」において検討していく。

遺跡保存管理計画書では、水中考古学の拠点をめざし、3段階に分け事業を進めるよう目標を設定している。

1) 短期（目標 5年以内） 水中考古学の拠点に向けての基盤整備

- ・情報発信のソフト事業
- ・展示施設の拡充
- ・博物館機能を備えた施設の情報収集

2) 中期（目標 10年程度） 水中考古学の拠点に向けての環境整備

- ・博物館機能を備えた施設の整備
- ・海岸や陸域部の景観整備

3) 長期（目標 10年以上） 水中考古学の拠点

- ・元の沈没船の原寸大復元・公開
- ・総合的な水中考古学の専門研究機関の設置

今後、遺跡の活用をより具体化するため、遺跡の活用を検討する専門組織を設置することとしている。この組織を中心に今回策定した保存管理計画をさらに踏み込んだ内容とする整備活用基本計画を策定し、鷹島地域が我が国の水中考古学の拠点として確固たる地位の確立を目指す。



平成23年度の調査で発見された元の1号沈没船の一部

VI 管理体制と今後の取り組み

1. 管理体制

国史跡鷹島神崎遺跡の管理は、史跡としての価値を維持するため、指定地の海域と周辺の自然環境とともに、保存活用を行っていく上で基礎となるものである。

平成25年3月15日に松浦市が文化財保護法に基づき管理団体として指定を受けており、史跡指定地内の文化財保護法に基づく申請の窓口は、松浦市教育委員会事務局文化財課で受け付けることになる。

史跡を維持管理していくための管理体制は、史跡指定地及び周辺で本市または事業者等が行う各種事業に対して、史跡の保護への理解を求めるとともに、指定地内で行われる現状変更等については、取扱方針及び取扱基準に基づき進めていく。それと同時に史跡の価値が失われないように行政内部の関係機関との連絡調整を図るとともに、上位官庁との調整・協議を行う必要がある。

また、官民協働で取り組むことが重要であることから、行政と市民の協働による保存管理体制の構築を図る必要がある。新たに「鷹島神崎遺跡保存管理運営協議会（仮称）」の設立に向けて取り組んでいく。

1) 行政の体制整備

松浦市は鷹島神崎遺跡の管理団体に指定されていることから、庁内を横断した組織を形成することで管理団体としての体制を強化し、共通認識を持つことで保存管理及び保存活用を図っていく必要がある。

今後の整備活用を推進していくためには、国である文化庁、長崎県教育委員会との連携が必要不可欠である。また、鷹島神崎遺跡の海域は、港湾管理者及び海岸管理者並びに法定外公共用財産管理者が設定されているため、長崎県土木部とも連携を図っていく。

2) 関係機関との連携

鷹島神崎遺跡を含む鷹島海底遺跡は、遺跡範囲が広大である。これまで松浦市及び長崎県並びに琉球大学において学術調査・緊急調査・確認調査・目視調査が実施されてきた経緯があることから、それぞれが遺跡に関する情報を共有し、保存管理の基本方針に基づいた対応を行うなど、関係機関との連携を進めていく。

3) 地域との連携

史跡指定の海域では、神崎港で船舶が使用されており、周辺では漁協組合員による養殖業が営まれている。これらは市民の生活と密着していることから、市民に対して史跡の内容と保存管理計画の趣旨について周知し、理解と協力を得るように進めていく。また、地元住民との連携は必要不可欠であることから、各種団体と連携及び協働して史跡を守る体制の整備を進めていくために、新たな組織として「鷹島神崎遺跡保存管理運営協議会（仮称）」を立ち上げていく。

2. 今後の取り組み

鷹島神崎遺跡は、わが国の水中考古学及び保存科学の発展に寄与できる遺跡、世界をリードする情報を発信できる遺跡、地域の活性化に寄与できる遺跡である。鷹島神崎遺跡を中心として、鷹島を水中考古学の拠点として推進していくため、国内の大学や博物館などの調査研究機関及び諸外国の研究機関と連携を図り、調査研究を継続していくための体制づくりを構築する。

1) 確認調査の継続と追加指定の推進

長崎県、琉球大学、松浦市それぞれが目的を持って継続して発掘調査を行い、その情報を共有し、新たな元の沈没船の発見や遺物の集積する地点等を含めて追加指定や保護すべき範囲について検討を進めていく。

2) 松浦市の体制の充実

考古学の知識を有しかつ潜水して調査ができる人材の確保及び育成を図る。あわせて保存処理に伴う体制と施設の充実を図る。

3) 保存・展示公開する施設としての博物館機能を備えた施設の整備

鷹島をわが国の水中考古学の拠点とするため、鷹島神崎遺跡を最大限に活用した博物館機能を備えた施設の整備に向けて取り組んでいく。さらに、地域振興や観光資源につながる水中遺跡の調査研究を含む水中考古学の専門機関の設置に向けた取り組みを進めていく。

4) 調査研究の継続

今後も調査研究を継続していくためには、大学や博物館等の研究機関との連携は重要であり、蒙古襲来のさらなる実態解明に取り組んでいく。

そのために、鷹島神崎遺跡保存活用検討委員会（仮称）を設置し、策定した鷹島神崎遺跡保存管理計画書に沿った指導・助言を得て進めていく必要がある。また、鷹島埋蔵文化財センターの保存処理機器を活用して直営での保存処理を計画的に進めていくとともに、新たな保存処理方法の開発研究にも取り組んでいく。

遺物を研究していくためには、研究機関との連携は不可欠である。さらに、国内での類似品の調査と、中華人民共和国・大韓民国・モンゴルとの研究協力を進めていく。また、「ユネスコの水中文化遺産の保護に関する条約」を批准している国々では、沈没船等の保存公開の事例を有していることから情報の収集に努めるとともに、海底での保存公開のあり方について調査研究を進めていく。

5) 普及啓発活動

本市では、わが国の水中考古学の発展と振興に寄与していくため、様々な情報を全世界に向けて発信していく。鷹島歴史民俗資料館の集客に繋がるように市民・県民・国民への周知と広報に努めるとともに、展示資料の紹介にも取り組んでいく。さらに、将来の松浦市を担う子どもたちに鷹島神崎遺跡を郷土学習の生きた教材として活用し、身近にある史跡としてともに歴史を学ぶ機会を設けて、郷土愛を高める事業に取り組んでいく。

また、小・中学校の社会や歴史の教科書等には、蒙古襲来・モンゴル襲来・元寇・文永の役・弘安の役の名称で掲載され、その歴史が記述されている。この歴史上の大事件の舞台となった松浦市鷹島を教科書に掲載できるように働きかけを行っていく。

6) 関連部署等との連携

鷹島神崎遺跡の保存活用については、各課関連事業等の連絡、調整等に関する協議を行う

組織として関係部署で構成する「鷹島神崎遺跡保存活用協議会」を設置している。この組織を活用して、遺跡の価値及び重要性を理解できるような新たなイベント事業等に取り組んでいく。また、島内の「モンゴル村」や「道の駅 鷹ら島」の施設と連携した「教育活動」、「国際交流」、「観光物産開発」に関する事業等について調査研究を進めていく。

鷹島神崎遺跡は、蒙古襲来という日本史上重大な事件を理解する上で欠くことのできない極めて重要な遺跡である。この蒙古襲来に関する史跡等は、長崎県対馬市・杵岐市、福岡県福岡市等でも国史跡や市史跡に指定して保護されている。将来的には行政間で連携した事業等の研究を進めていく。

7) 盗掘対策について

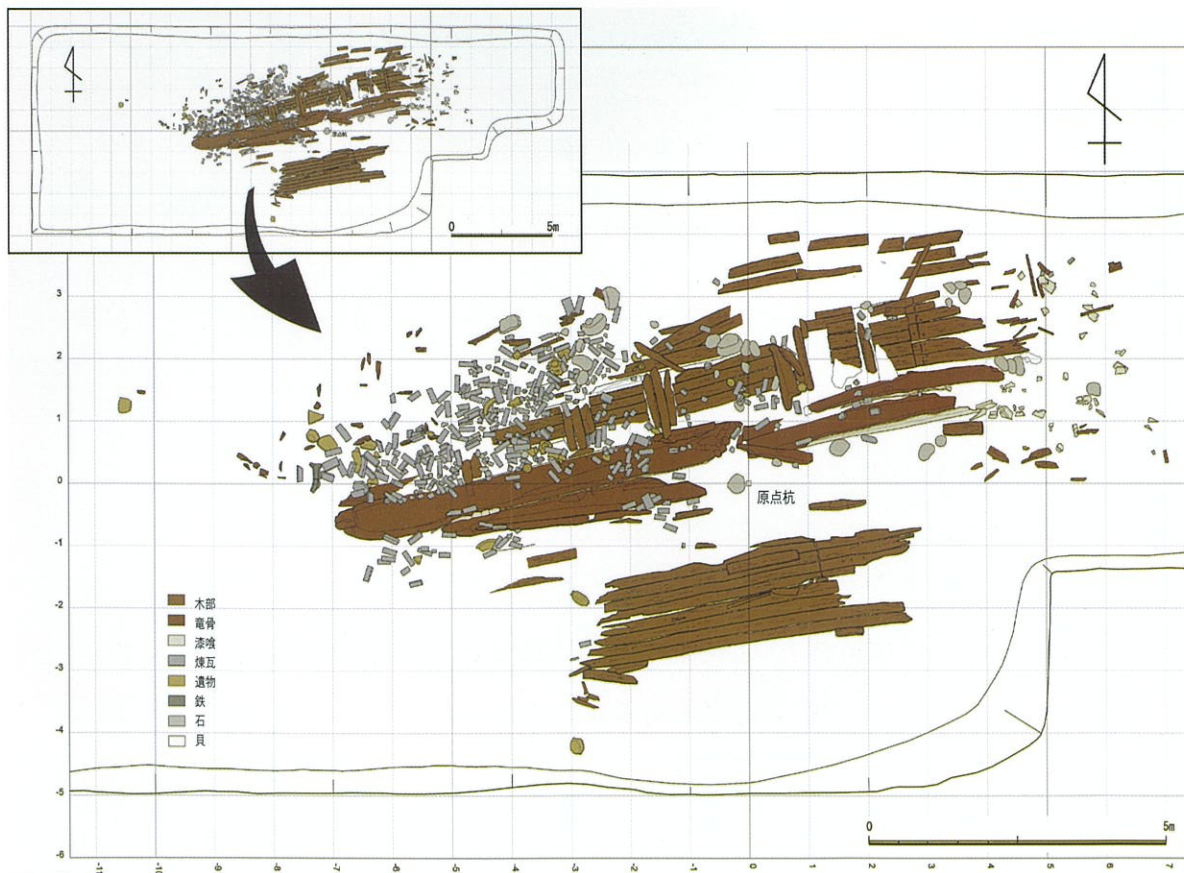
長崎県文化財保護指導委員等の公的機関・鷹島区長会・神崎地区・新松浦漁業協同組合・ボランティア団体等の協力を得て、新たな組織「鷹島神崎遺跡保存管理運営協議会（仮称）」を設置して、盗掘防止に取り組んでいく。

8) 重要文化財の指定

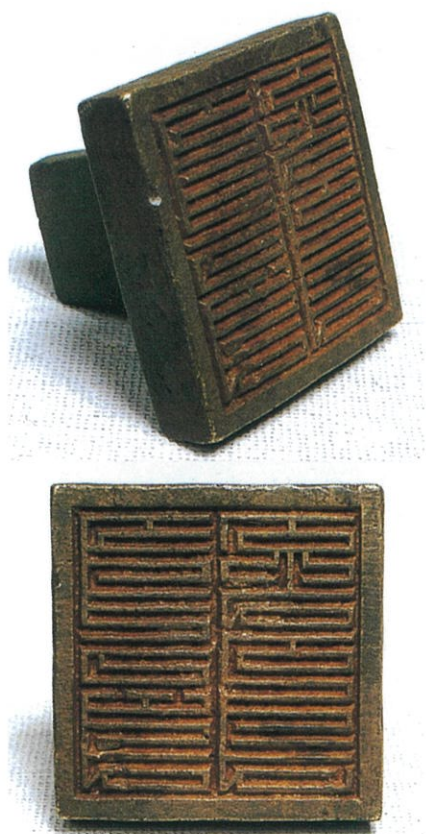
鷹島神崎遺跡を含む鷹島海底遺跡から出土している遺物を、国の重要文化財として指定が受けられるように取り組んでいく。

9) 新たな課題

史跡の保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費については、国の補助制度がある。一方、海底遺跡の場合は、漁業権など陸上の遺跡では想定できない事象があり、海底遺跡ならではの特殊性があることから、新たな支援の必要性を国に訴えていく。



元の1号沈没船検出状況 平面図（琉球大学提供）



管軍総把印
(県指定 有形文化財)

国指定史跡 鷹島神崎遺跡保存管理計画書 概要版

平成27年3月31日

編集発行	長崎県松浦市教育委員会
	〒859-4598
	長崎県松浦市志佐町里免365番地
	TEL 0956-72-1111 FAX 0956-72-1115
印刷	有限会社 タイセイ印刷